

		長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。	
(略)		(略)	
交通指 導課	被害者連 絡調整官	交通指導課長の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務等を掌理し、交通指導課長を補佐する。ただし、交通部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。	警視 又は 警部
(略)		(略)	
学 校	秘 書 官	総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	警視 又は 警部
(略)		(略)	
学 校	秘 書 官	総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	警視 又は 警部
(略)		(略)	
学 校	秘 書 官	総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	警視 又は 警部
(略)		(略)	

教養課	(略)	
捜査第一課	(略)	警部
交通指 導課	(略)	
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮

教養課	(略)		
少年課	少年事件 指導官	少年課長の命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する事務を整理し、少年課長を補佐する。	警部
捜査第一課	捜査第二課長 の命を受け、告訴事件等 の指導に関する事務を整理し、 捜査第二課長を 補佐する。	捜査第三課長 の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を整理し、捜査第三課長を補佐する。	警部
捜査第二課	被害者連 絡調整官	交通指導課長の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務等を整理し、交通指導課長を補佐する。	警部
交通指 導課	(略)		
(略)			

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮

城警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察(反称)若林警察署連備室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室

及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	職員
(略)			一般職員
教養課	(略)		
学校	(略)		
(略)			

7～11 (略)
第17条の2 (略)

城警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組織	職	職務	職員
(略)			一般職員
教養課	(略)		
学校	(略)		
厚生課	厚生課長の命を受け、健康管理に係る重要又は高度な事務を整理し、厚生課長を補佐する。		

7～11 (略)
第17条の2 (略)

(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職務	階級
地域交通官	署長の命を受け、警察署における警察本部地域部及び交通部の所掌に関する事務を総括し、署長を補佐する。	(略)
警備官	署長の命を受け、警察署における警察本部警備部の所掌に関する事務を総括し、署長を補佐する。	(略)

(警察署の職制)

第18条 (略)

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職務	階級
(略)		(略)
(略)		
(略)		
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号及び第17条第1項の改正規定は、平成31年3月18日から施行する。